

制裁規定の制限（法第91条）

就業規則で、労働者に対して言及の制裁を定める場合においては、その減給は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超えることができません。また、1賃金支払期に支払われる賃金の10分の1以内でなければなりません。

